

事後評価シート

【評価年月】 平成15年 4月

【主管課・室】 環境保全対策課

【評価責任者】 環境保全対策課長 太田進

施策名、施策の概要及び予算額

施 策 名	- 1 - (4) 海洋環境の保全
施策の概要	国連海洋法条約、ロンドン条約（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL73/78条約)」、「油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)」等海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、新たな国際的規制の枠組みに対応するための準備を進める。また、関係国と協力しつつ、「日本海及び黄海を対象とする北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組を進める。
予 算 額	2 3 0 , 2 4 0 千円 (1 4 年度予算)

目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	国際的な連携の下で、油、有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。
達成状況	<p>国際的な連携の下で、廃棄物、油、有害液体物質等による海洋汚染防止対策を推進するため、廃棄物規制の強化、未査定液体物質の審査、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等を行った。</p> <p>ロンドン条約96年議定書批准のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備のための検討を進めた。</p> <p>NOWPAPに関しては、CEARAC（NOWPAPのプロジェクトの実施を推進する地域活動センター）の活動等に積極的に参加して今後の活動指針の策定等に協力した。また、リモートセンシングによるモニタリングを行うため、衛星信号の受信・画像化を行う施設を富山県に設置し、モニタリングを開始した。</p> <p>海洋モニタリングは継続的に実施しており、調査海域における著しい汚染は認められていない。</p>

下位目標 1	条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	検討中

廃棄物海洋投入処分量(トン)	485万トン	434万トン	391万トン		検討中
達成状況	ロンドン条約96年議定書批准のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備のための検討を進めた。				

下位目標 2	条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質の排出にかかる規制を推進する。
達成状況	規制対象物質を追加するなど廃棄物規制の強化を行うとともに、有識者による検討会を実施して、未査定液体物質の査定を実施し、廃棄物、油、有害液体物質等による海洋汚染防止対策を推進した。

下位目標 3	油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。
達成状況	緊急時対応のため地方公共団体職員等 26 名に訓練研修を行った。平成 8 年から平成 14 年までに本訓練参加者は 316 名となった。また、伊豆大島、茨城県日立港において発生した船舶の座礁事故については、その情報の収集・把握に努めるとともに迅速に事故対応するための連絡体制等を整備した。 さらに、油処理剤等の環境面からの評価を行い、油処理剤等の適正使用のための知見を収集した。

下位目標 4	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) に基づく取り組みを推進する。
達成状況	CEARACの活動等に積極的に参画し、今後のNOWPAP活動指針の策定等に協力した。また、NOWPAPのプロジェクトである特殊モニタリングについて、その手法の確立に向けて、具体的な機器の整備・観測手法の開発を行った。

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>海洋環境について、廃棄物の海洋投入やタンカーの座礁事故等による汚染の進行等が懸念されており、国際的な連携の下に一層の環境保全を図っていく必要がある。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>海洋環境保全の価値については、貨幣換算する等の経済的価値へ置換することは難しく、効果とコストとの関係を容易に説明することは困難であるが、委託業務、請負業務の事業内容について再度見直しを行い、平成14年度においては、前年度よりさらに効率的な事業の実施に努め、より限られた予算で</p>
-----	---

ほぼ同様の業務を実施した。

【有効性】(達成された効果等)

・国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、関連法の着実な施行を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。

・ロンドン条約96年議定書の批准に向けた準備を計画的に進め、議定書批准の準備が整いつつある。

・NOWPAPの活動促進のための取り組みを着実に進めた。これにより、NOWPAPについては、事前準備の段階から具体的活動の推進の段階に移行しつつある。

・海洋環境モニタリングの継続的な実施により、我が国周辺海域の海洋汚染の発生状況、環境濃度推移等を調査した結果、調査海域における汚染は認められなかった。

目標に対する総合的な評価

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、廃棄物、油、有害液体物質等について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られてきているが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。

下位目標毎の評価

【下位目標1】

海洋汚染対策等の検討は計画的に進み、96年議定書の批准に向けた技術的な検討は完了しつつある。

【下位目標2】

ダイオキシン類等にかかる廃棄物の規制強化を実施し廃棄物の適正処理を確保した。また、未査定液体物質の有害性について、科学的知見に基づき的確に査定を行い、輸送の際における安全性を的確に確保した。

【下位目標3】

地方公共団体職員等への研修は着実に進展し地方公共団体等における事故発生時の対処能力が着実に向上しつつあるところである。また、油汚染発生時の連絡体制、情報収集体制を確立するとともに、油処理剤の環境影響についての的確に評価したことなどにより、よりの確な対応体制が整いつつある。

【下位目標4】

NOWPAPにおける具体的なプロジェクトについては、一部進展が見られるものの、全般的にその進捗が遅れており、活動のさらなる活性化を図る必要が

	ある。
今後の課題	<p>これまでの検討結果をふまえロンドン条約96年議定書の批准に向けて国内制度を確立することが必要である。</p> <p>NOWPAPについては、地域調整ユニット(RCU)の早期設置と活動のさらなる活性化が必要である。</p> <p>海洋モニタリングについては、海洋環境モニタリング指針に基づき、効果的に調査を進めることが必要である。</p> <p>バラスト水条約の発効に備え、基礎情報の収集と対応体制の整備を進めることが必要である。</p>

政策への反映の方向性

事業の改善・見直し	<p><u>理由の説明</u>（新規、<u>拡充</u>、縮小、廃止等）</p> <p>ロンドン条約96年議定書の発効等に対応するために 廃棄物量の減量努力の審査手法の確立、 環境影響評価手法の標準化、モニタリング手法の標準化等を目的として事業の組み替え拡充することとする。また、バラスト水条約の発効に向け、その受け入れ検討のための基礎となる情報の収集、整備等を新規業務として行うこととする。</p>
現行のまま継続	<p><u>理由の説明</u></p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - (4) 海洋環境の保全	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
ア．廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備 (下位目標 1)	条約等の規定に基づき、我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を行う。 長期的な海洋環境への影響を適切に把握するためモニタリングを実施する。	・ 廃棄物海洋投入処分環境影響評価調査費 (7 百万円) ・ 海洋環境モニタリング推進調査費 (1 2 7 百万円)
イ．船舶からの油、有害液体物質等の廃棄物の排出規制 (下位目標 2)	条約等の規定に基づき、我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液他物質の排出に係る規制を行う。	・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行事務費 (1 百万円) ・ 未査定液体物質査定調査費 (4 百万円)
ウ．事故の備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応を実施 (下位目標 3)	油流出事故発生時における適切な対応体制を整備する。	・ 油汚染対策推進費 (9 百万円) ・ 油処理剤等環境影響評価研究費 (4 百万円) ・ 有害液体物質流出事故に係る環境影響評価手法検討調査費 (7 百万円)
エ．国際機関及び国際的な枠組みの下での取り組み推進 (下位目標 4)	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画に基づく取組を推進する。	・ 北西太平洋地域海行動計画活動推進費 (2 9 百万円)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 1 - (4) 海洋環境の保全 (下位目標番号) 1	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
(指標名) 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	万トン	391 (平成14年度)	検討中 (検討中)		
指標の解説(指標の算定方法) 我が国の廃棄物処理は、陸上処理が原則であるが、やむ得ない場合に法令で規定されている廃棄物を法令に規定されている方法に従って海洋投入処分することは認められている。数年内に発効が予想されているロンドン条約96年議定書においては、海洋投入処分可能な廃棄物がさらに限定され、海洋投入処分可能な廃棄物についても事前の環境影響評価の実施等が義務づけられるとともに、海洋投入処分量を最小にすることが求められている。このため、我が国としても廃棄物の陸上処分を徹底し、海洋投入処分量を最小限にする必要がある。					
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) H14年度我が国における廃棄物の海洋投入処分量 (海上保安庁取りまとめ)	関連する事務事業名 廃棄物の海洋投入処分に係る規則の国内体制の整備				
目標値設定の根拠 我が国が行っている陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分の処分量を低減させることを目標とする。					
特記事項 (外部要因の影響など)					
目標値の実績値 (表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載)					
指 標 廃棄物の海洋投入処分量 (万トン)	H10 539万トン	H11 481万トン	H12 485万トン	H13 434万トン	H14 391万トン